

事業者等（事業者・設計者・不動産関係者等）の皆さまへ

京都市都市計画局
建築指導部建築審査課

建築審査課窓口受付方法の変更について（お知らせ）

日頃から、本市の建築行政に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

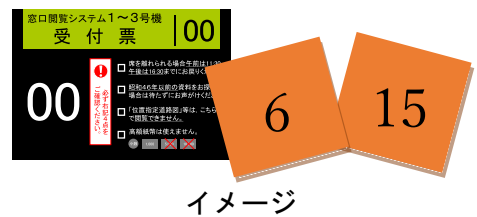
この度、よりスムーズな窓口対応を実施するため、建築審査課窓口の受付方法を令和2年4月1日から下記のとおり変更させていただきます。

皆さまの御理解と御協力のほど、よろしくお願いいたします。

記

これまでの受付方法

- ① 申請、届出、相談等
⇒ 職員が業務内容をお伺いして受付票を交付
- ② 建築計画概要書等
⇒ 利用者が受付に設置された受付票を取得



3月中旬から試行実施として、4月1日から本格実施させていただきます。

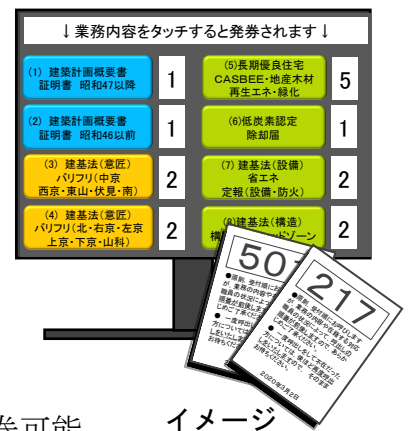
※ 試行実施期間は、①の受付のみ試行します。

令和2年4月1日から

- ① 申請、届出、相談等
- ② 建築計画概要書等
⇒ ①、②共タッチパネル操作で業務別に受付票を発券

<改善点>

- ・ 応対状況を大型モニターで表示
- ・ 業務ごとの待ち人数が分かる
- ・ お呼びした際に不在だった番号を表示
- ・ お昼休み時間（午前11時半から午後1時）の間も発券可能



○ 都市計画局内では、建築審査課のみの実施となります。

○ 受付時間の変更はありません（下記のとおり）。

建築計画概要書等：午前：9時00分～11時30分 午後：1時00分～4時30分

申請、届出、相談等：午前：8時45分～11時30分 午後：1時00分～3時00分